

平成二十九年二月一日

青森県教育委員会第八百十七回定例会

期 日 平成二十九年二月一日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る裁決について ……（非公開の会議）

三 その他

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第三回）並びに  
市町村長及び市町村教育委員会教育長との意見交換の概要について …… 1  
職員の懲戒処分の状況 …… 4

四 閉 会

## [その他]

### 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第3回） 並びに市町村長及び市町村教育委員会教育長との意見交換の概要について

#### 1 地区意見交換会（第3回）の概要について

##### （1）開催実績

地区	月日	会場
東青	1月19日(木)	ウェディングプラザアラスカ
下北	1月23日(月)	プラザホテルむつ
西北	1月25日(水)	プラザマリュウ五所川原
上北	1月26日(木)	十和田富士屋ホテル
中南	1月30日(月)	ホテルニューキャッスル
三八	1月31日(火)	八戸プラザホテル

##### （2）主な意見

###### ア 充実した教育環境の整備

- 子どもたちが様々な経験を積めるよう、学校規模を維持して充実した教育環境を提供してほしい。
- 1学級規模や2学級規模の学校では、社会性や人間性が磨かれないと考えるため、学校規模は3学級、4学級以上にしてほしい。
- 高校生活を通して生徒同士が力を合わせて成長していく側面があることを考慮する必要がある。あまりにも生徒数が少ないと、メンバーが固定化するなど、様々危惧される部分もあると考えられる。

###### イ 各地域の実情への配慮

- 通学に係る負担を考慮し、1学年1学級規模となっても、地元の高校を存続してほしい。
- 地域振興には、地元の高校の存続が大前提である。
- 仮に地域校が募集停止となった場合にあっても、高校教育を受ける機会の確保に配慮した学校配置とすべきである。

###### ウ 重点校、拠点校、地域校の配置

- 重点校、拠点校、地域校の候補校については適当である。
- 重点校、拠点校を増やしてほしい。
- 高校生が目標や夢を持つことができるよう、重点校、拠点校等の名称やその役割を浸透させてほしい。
- 地域校が募集停止となる際には、通学手段の確保や寄宿舎の整備をしてほしい。

###### エ 県民の理解と協力の下での計画策定

- 地域の高校が募集停止となることは、地元自治体等に大きな影響を及ぼすため、地域の理解を得る努力をしてほしい。
- 県立高等学校教育改革のビジョンを全面に出すことで、地域からの理解も得られるのではないかと。

## 2 市町村長及び市町村教育委員会教育長との意見交換の概要について

### (1) 実績

訪 問 期 間：平成28年10月17日から平成29年1月31日まで

訪問市町村数：全40市町村

### (2) 主な意見

#### ア 重点校、拠点校、地域校の配置

- 重点校、拠点校については、それぞれが中核的な役割を担いながら県全体を牽引していくことを期待しての候補校であると理解している。これまで以上に質の高い教育環境を整備してほしい。
- 重点校、拠点校と各高校の連携が円滑に進められ、実効性のある取組ができるよう、現場の意見を参考にして進めてほしい。
- 重点校、拠点校だけに力点が置かれ、他の高校が疎かにならないよう配慮してほしい。
- 重点校、拠点校、地域校の配置については特に異論はないが、重点校という名称及び定義については、一考の余地があるのではないか。
- 地域校の募集停止等に当たっては、市町村と十分かつ慎重な協議を行ってほしい。
- 地域校が募集停止になった場合における通学が困難となる地域の生徒の通学については、自己負担で私立高校に通学している生徒がいることも考慮した上で不公平感が出ないように対応策を検討していくことが必要である。

#### イ 全日制課程の学校配置

- 地理的な要因が進路選択に影響を及ぼさないよう、学校配置については通学環境に十分配慮してほしい。
- 生徒が平等に高校教育を受けられるよう、学校配置を慎重に検討し、充実した教育環境を整備してほしい。
- 高校が地域からなくなると、家庭の負担が大きくなることが懸念される。高校は地域になくってはならないため、統合せずに存続してほしい。
- 職業教育を主とする専門学科については、地域産業の根幹を支える人材の育成に向けた基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける教育の充実とともに、高度な技術を身に付けた技術者や研究者の育成に向けた大学への進学を目指した教育の充実も必要である。

## ウ 定時制課程・通信制課程の学校配置

- 定時制課程・通信制課程では、かつて、働きながら学ぶ生徒が多かったが、現在は、様々な事情を抱える生徒の受け皿となっていることから、各地区に少なくとも1校は必要である。
- 様々な事情で全日制課程の高校に通うことができない生徒のために、現状の学校配置が望ましい。
- 定時制課程・通信制課程において生徒の実態が大きく変化してきていることを踏まえ、多様なニーズに対応できる教育環境を整備するため、定時制課程・通信制課程の両機能を有する高校を県内6地区に均等に配置する必要がある。

## エ その他

- 様々な障害のある生徒の受け入れが可能となるよう、特別支援学校や高校での学習機会の保障と機能の充実をお願いしたい。
- 中学生に対して各高校の特色を明示するなど、中学生が適切に進路選択できるような配慮が必要である。
- 小規模校においても、ICTを活用した取組等による充実した教育環境の整備について検討してほしい。
- 職業教育を主とする専門学科の改編に当たっては、地域の基幹産業等を考慮した検討をお願いしたい。
- 保護者や地域住民から理解を得られるよう、これまでと同様に丁寧な話し合いと具体的な情報提供を行ってほしい。

## 3 ホームページ等による意見募集の状況（平成29年1月31日現在）

- 学校配置全般に関するもの 4件
- 個別の学校の存続要望 19件

## 4 今後の予定

これまで各地区意見交換会でいただいた意見等について、「地区意見交換会における主な意見」として地区意見交換会委員から教育長へ提出する。

県教育委員会は、提出された「地区意見交換会における主な意見」を参考として、平成29年度に第1期実施計画（案）を策定・公表し、パブリック・コメント及び地区懇談会を実施した上で、第1期実施計画を決定する。

〔その他〕

## 職員の懲戒処分の状況

平成29年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 青森県教育委員会事務局等（出先機関等）  
一般職員（48歳 男性）
- ②事件の概要等 速度超過（30km/h以上）
- ・平成28年11月14日（月）午前8時4分頃
  - ・青森市内の国道
  - ・最高速度60km/hのところ、105km/hで走行
- ③処分内容 減給1月
- ④処分年月日 平成29年 1月31日
- ⑤その他 平成27年10月31日に速度超過を起こし、未報告だったことから、量定を加重。
- 事案2 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（29歳 女性）
- ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）、信号無視
- ・平成28年9月6日（火）午後3時30分頃
  - ・三沢市内の市道
  - ・自動車を運転中、信号の赤色が点滅しているにもかかわらず一時停止を怠り交差点に進入し、左方向から直進してきた自動車と衝突し、さらにその衝突したはずみで民家の壁に衝突したもの。
  - ・事故の相手方（男性1名 全治1週間）
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成29年1月18日